

社会福祉法人若狭会 行動計画

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、多様な人材が経験を活かしながら長く活躍することができるよう次の行動計画を策定する。特に福祉関係者が多く感じている身体的負担の軽減を図るとともに、労働者の大半を占める女性労働者が継続して働くことのできるように、妊娠・出産を通じて、子育て中の労働者への支援のあり方や、男性労働者の仕事と子育ての両立を支援することのできる雇用環境の整備に努める。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 内 容

【目標1 年次有給休暇取得率の向上】

対策：令和4年4月1日～

毎月定期的に、職員に対し、年次有給休暇残日数や取得期限、付与される日数等を周知するとともに、取得状況に応じた助言を行う。

【目標2 育児介護休業法、雇用保険法、労働基準法その他の育児に関する諸制度の周知及び利用の推進】

対策：令和4年4月1日～

出産育児予定者への個別相談や手続支援について情報を発信し、利用を促すとともに、短時間勤務等を活用し、育児出産後の復職を促進する。